



平成 20 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社トラストワークス
代表者名 代表取締役社長 高木晴人
(JASDAQ・コード 2154)
問合せ先 取締役管理本部長 伊藤博史
電話番号 042-750-1100

特別損失の発生と平成 20 年 6 月期連結業績予想の修正に関するお知らせ

当社の連結子会社の株式会社テクノアシスト相模は、平成 20 年 6 月期中間決算において特別損失を計上することと致しました。これにより平成 19 年 8 月 9 日付で公表しました平成 20 年 6 月期連結業績予想を修正することと致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失の発生について

既に平成 20 年 2 月 13 日付「連結子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」で公表致しましたとおり、平成 15 年 8 月、当社の連結子会社であります株式会社テクノアシスト相模の従業員（当時）が請負発注者の工場構内において作業中に転倒し、同年 11 月に死亡する事故がありました。同社では、当該事故に関して、裁判事例や過失相殺割合、労災保険等の既支払額控除等を勘案し、20 百万円を元従業員の遺族へ支払うべき弔慰金額として相当であると判断し、支払う意思を伝えておりました（当該 20 百万円は、平成 19 年 6 月期の連結貸借対照表の流動負債のその他に計上しております）。

本件について平成 17 年 11 月に、遺族から株式会社テクノアシスト相模及び請負発注者に対して、総額 142 百万円の損害賠償を請求する民事訴訟が提起され、係争しておりましたが、平成 20 年 2 月 13 日に東京地方裁判所にて判決が言い渡されました。

判決の内容は「被告（株式会社テクノアシスト相模及び請負発注者）は、原告（遺族）に対し、原告の訴訟費用の一部負担を含め、51,725,451 円を支払え。また、死亡日（平成 15 年 11 月 8 日）から支払済み日まで年 5 分の割合による損害遅延金（金利）を原告に支払え」というものであります。

この判決に対し、同社は保守主義の原則から、損害賠償額及び金利負担分に対して、流動負債のその他として既に計上済みの 20 百万円を差し引いた 42 百万円を、平成 20 年 6 月期中間決算において訴訟損失引当金として計上し、特別損失で処理することと致しました。

2. 業績に与える影響

(1) 平成 20 年 6 月期連結業績予想の修正等

通期

単位：百万円(百万円未満切捨て)、%

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回予想(A)	13,000	894	946	622
今回修正(B)	13,000	894	946	596
増減額(B-A)	0	0	0	△26
増減率(%)	—	—	—	△4.2%
(ご参考)前期実績 平成 19 年 6 月期	9,103	497	526	329

(2) 修正の理由

前述の株式会社テクノアシスト相模における特別損失の計上により、当期純利益は当初予想を 26 百万円下回る、596 百万円となる見通しです。

なお、平成 20 年 6 月期個別業績予想に変更はございません。

中期経営計画に関しまして、3 ヶ年計画(平成 20 年 6 月期～平成 22 年 6 月期)ですが、今回の修正は特別損失の計上に伴う見直しが趣旨であり、事業を取り巻く環境や当社の事業内容が将来の業績に影響を及ぼすほどの変化はないとの認識でありますので、平成 21 年 6 月期以降の計画について、現段階での変更はございません。なお、当社の中期経営計画は、新事業年度を開始する 1 年毎に以降の 3 ヶ年を見直すローリング方式をとっております。

本資料に記載されている業績予想等将来に関する内容は、本資料の発表日現在において入手可能な情報及び業績に影響を与える不確実な要因にかかわる本資料発表日現在における仮定を前提としており、実際の業績は今後の様々な要因によって異なる可能性があります。

以上